

環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」規約

(名称)

第1条 この会は、環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、野洲市環境基本計画（以下「計画」という。）に基づき、市民・事業者・行政が協働して計画の総合ビジョン「命の水、育む緑、安心のまち野洲」を目指した活動を行うことにより、持続可能な社会を構築することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 計画に定めるプロジェクトの実施に関すること。
- (2) 計画に定めるプロジェクトの成果の評価に関すること。
- (3) 環境に関する情報提供及び普及啓発に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動。

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同して会員となる市民、市民団体、事業所及び行政機関をもって構成する。

(入会及び退会)

第5条 本会の会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表に提出しなければならない。

2 本会を退会しようとするものは、退会届を代表に提出しなければならない。

(役員)

第6条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名以内
- (3) 運営委員 10名以内
- (4) 会計監事 2名以内

(役員を選出)

第7条 運営委員は、部会より推薦された会員を総会で承認する。

2 会計監事は、会員の中から総会において選出する。

3 代表及び副代表は、運営委員の互選により選出する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を置くことができる。この場合における役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 代表は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計監事は、本会の経理について監査する。
- 4 運営委員は、運営委員会を構成する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、運営委員会及び部会とする。

(総会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は年1回開催とし、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 3 総会は、代表が招集し、代表がその議長となる。
- 4 総会は、本会の決議機関とし、次の事項を行う。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 役員の選出に関すること。
 - (3) 事業計画及び予算に関すること。
 - (4) 事業報告及び決算に関すること。
 - (5) その他重要な事項
- 5 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(代表の専決事項)

第13条 代表は、総会において当該年度の予算が決定する前に、事務又は事業の性質上必要があると認めるときには、前条第3項の規定にかかわらず、運営委員会の決定に基づき、予算を執行できるものとする。この場合において代表は、次の総会において執行状況を報告するものとする

(運営委員会)

第14条 本会の方針に基づき、必要な事業を推進するため、総会の下に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、必要に応じて代表が招集し、議長となる。
- 3 運営委員会は、次の事項を行う。
 - (1) 予算の執行及び管理に関すること。

- (2) 本会の全体事業の企画及び運営に関すること。
- (3) 部会間の調整に関すること。
- (4) プロジェクトの進行状況の把握に関すること。
- (5) その他、本会の事業の推進に関すること。

4 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(部会)

第15条 第3条に定める活動を実施するため、本会は計画の分野に対応した部会を設置する。

2 部会の設置及び統廃合については、運営委員会で協議し、総会に諮るものとする。

3 部会は、各プロジェクトの活動を調整するとともに、その進捗状況を運営委員会に報告する。

(会費)

第16条 会員は次に定める年会費を納入するものとする。

- (1) 市民（個人会員） 1口／年500円
- (2) 市民団体（団体会員） 1口／年1,000円
- (3) 事業所（事業所会員） 1口／年2,000円

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、野洲市環境経済部環境課内に置く。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、代表が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年（2008年）3月23日から施行する。

(経過措置)

2 発足時の役員には、本会の設立発起人をもって充てる。